

昭和十六年三月八日

内閣總理大臣公爵近衛文磨

平沼騏一郎

秋田清

東條英機

及川古之郎

柳川平助

拓務大臣
陸軍大臣
海軍大臣
司法大臣

法律第五十四號

治安維持法

第一章 罪

第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者

タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入

シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二條 前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他

指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社

ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ

處ス

第三條 第一條ノ結社ノ組織ヲ準備スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役